

平成19年度公正取引委員会政策評価実施計画

平成19年3月30日
公正取引委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、事後評価の実施に関する計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。

2 事後評価の対象

(1) 法第7条第2項第1号に規定される事後評価の対象

法第7条第2項第1号に規定される事後評価の対象は、以下のとおりとする。

なお、以下の施策等は、計画策定時点におけるものであり、施策等の実施状況その他状況の変化により、追加・変更があり得る。

ア 迅速かつ実効性のある法運用

独占禁止法違反行為に対する措置（実績評価，総合評価）

企業結合の審査（実績評価，総合評価）

イ ルールある競争社会の推進

景品表示法違反行為に対する措置（実績評価）

下請法違反行為に対する措置（実績評価，総合評価）

中小企業を取り巻く取引の公正化 - 大規模小売業告示等の周知 -
（総合評価）

不公正な取引方法の規制 - 「海運業における特定の不公正な取引方法」(海運特殊指定)の廃止 - （総合評価）

ウ 競争環境の積極的な創造

規制改革分野における競争環境の整備 - 「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」の作成・公表 - （総合評価）

法令遵守意識の向上（総合評価）

エ 競争政策運営基盤の強化

競争政策の企画・立案に係る理論的・実証的基礎の強化 - 共同研究の実施，公開セミナー，シンポジウムの開催 - (総合評価)
事業活動に関する相談・指導 (総合評価)

- (2) 法第7条第2項第2号に規定される事後評価の対象
法第7条第2項第2号に規定される事後評価の対象は該当がない。
- (3) 法第7条第2項第3号に規定される事後評価の対象
法第7条第2項第3号に規定される事後評価の対象は該当がない。

3 事後評価の方法等

計画期間内において評価の対象としようとする施策等については、「公正取引委員会における政策評価に関する基本計画」(平成17年4月1日)に基づき，以下の項目を明らかにし，計画的に事後評価を実施することとする(計画内容は別紙1及び2参照)。

- (1) 評価対象(具体的内容)
- (2) 目標(達成時期)，位置付け・目的
- (3) 評価実施時期
- (4) 政策効果の把握手法等，評価項目

以上

施策：迅速かつ実効性のある法運用

| | 担当課 | 評価対象 | 目標（達成時期） | 評価実施時期 | 政策効果の把握手法等 |
|---|-------|--|--|---------|---|
| | | （具体的内容） | | | |
| 1 | 管理企画課 | 独占禁止法違反行為に対する措置（平成18年度） | 独占禁止法に違反するカルテル，入札談合，不公正な取引方法等に対して厳正かつ迅速（小売業にかかる不当廉売事件について，2か月を目途）に対処し，これらを排除することにより，公正かつ自由な競争を維持・促進する。 【各年度】 | 平成19年6月 | 法的措置を行った違反事件の内容 審査事件の処理件数 課徴金納付命令額 審査事件の処理期間 |
| | | 独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査，事情聴取等）を行い，違反行為が認められた場合には排除措置命令を行うほか，警告等の必要な措置を講ずる。 | | | |
| 2 | 企業結合課 | 企業結合の審査（平成18年度） | 企業結合に対して迅速（書面審査については30日以内，詳細審査については90日以内）かつ的確な審査を行い，一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の実施を防止することにより，公正かつ自由な競争を維持・促進する。 【各年度】 | 平成19年6月 | 届出・報告等の処理件数 事前相談案件の処理に要した日数 公表事例の件数，内容 |
| | | 企業結合行為（株式所有，合併，事業譲受け等）について，提出された報告や届出，事前相談等に基づいて当該企業結合が競争を実質的に制限することとなるか否かについて迅速かつ的確な審査を行う。また，企業結合の透明性を高めるため，主要な企業結合事例の公表等を行う。 | | | |

施策：ルールある競争社会の推進

| | 担当課 | 評価対象 | 目標（達成時期） | 評価実施時期 | 政策効果の把握手法等 |
|---|-------------|--|---|---------|--|
| | | （具体的内容） | | | |
| 3 | 景品表示 監視室 | 景品表示法違反行為に対する措置（平成18年度） | 景品表示法に違反する不当景品，不当表示に対して厳正かつ迅速（半数以上の案件について，6か月を目途）に対処し，これらを排除することにより，公正かつ自由な競争を確保し，もって一般消費者の利益を保護する。 【各年度】 | 平成19年6月 | 排除命令等を行った違反事件の内容 違反事件の処理件数 違反事件の処理期間 |
| | | 景品表示法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査，事情聴取等）を行い，違反事実が認められた場合等には，その排除のために必要な措置（排除命令（景品表示法第6条に基づく法的措置をいう。以下同じ。），警告及び注意をいう。）を講ずる。 | | | |
| 4 | 下請取引 調査室 | 下請法違反行為に対する措置（平成18年度） | 下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延，減額等に対して厳正かつ迅速（処理期間6か月以内を目途）に対処し，これらを排除することにより，下請取引の公正化を図るとともに，下請事業者の利益を保護する。 【各年度】 | 平成19年6月 | 勧告等を行った違反事件の内容 違反事件の処理件数 違反事件の処理期間 発注書面交付状況 |
| | | 下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入調査・招致調査等）を行い，違反行為が認められた場合には，下請事業者の保護のために必要な措置（法的措置（下請法第7条に基づく勧告）及び警告）を講ずる。 | | | |

総合評価の対象となる施策一覧

施策：迅速かつ実効性のある法運用

| | 担当課 | 評価対象 | 位置付け・目的 | 評価実施時期 | 評価項目 |
|---|-------|--|--|-------------|--|
| | | (具体的内容) | | | |
| 1 | 管理企画課 | 独占禁止法違反行為に対する措置 | 独占禁止法に違反するカルテル，入札談合，不公正な取引方法等に対して厳正かつ迅速に対処し，これらを排除することにより，公正かつ自由な競争を維持・促進する。 | 平成 19 年 6 月 | 入札談合に対し措置を採った事例を取り上げ，措置後，違反行為により競争が制限されていた市場がどのように変化したかを，発注方法の改善，新規参入の状況，落札率の変化によって検証し，評価する。 |
| | | 独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査，事情聴取等）を行い，違反行為が認められた場合には排除措置命令を行うほか，警告等の必要な措置を講ずる。 | | | |
| 2 | 企業結合課 | 企業結合の審査 | 企業結合に対して迅速かつ的確な審査を行い，一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の実施を防止することにより，公正かつ自由な競争を維持・促進する。 | 平成 19 年 6 月 | 個別の企業結合事例を取り上げ，企業結合後の市場の状況等について定性的・定量的な観点から評価する。 |
| | | 企業結合行為（株式所有，合併，事業譲受け等）について，提出された報告や届出，事前相談等に基づいて当該企業結合が競争を実質的に制限することとなるか否かについて迅速かつ的確な審査を行う。また，企業結合の透明性を高めるため，主要な企業結合事例の公表等を行う。 | | | |

施策：ルールある競争社会の推進

| | 担当課 | 評価対象 | 位置付け・目的 | 評価実施時期 | 評価項目 |
|---|-------------|--|---|-----------------|--|
| | | (具体的内容) | | | |
| 3 | 下請取引 調査室 | <p>下請法違反行為に対する措置</p> <p>下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入調査・招致調査等）を行い、違反行為が認められた場合には、下請事業者の保護のために必要な措置（法的措置（下請法第7条に基づく勧告）及び警告）を講ずる。</p> | <p>下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延，減額等に対して厳正かつ迅速に対処し，これらを排除することにより，下請取引の公正化を図るとともに，下請事業者の利益を保護する。</p> | 平成 19 年度下 半期 | <p>役務提供委託の分野における勧告事例を取り上げ，下請法の認知状況，勧告の認知状況，勧告の業界他社への影響，勧告の下請事業者への影響等についてアンケート調査等により把握し，勧告の効果について評価する。</p> |
| 4 | 企業取引 課 | <p>中小企業を取り巻く取引の公正化 - 大規模小売業告示等の周知 -</p> <p>新聞報道・ホームページ等による広報活動，説明会の実施等を通じて大規模小売業告示及び同告示運用基準の周知を図る。</p> | <p>大規模小売業告示及び同告示運用基準について関係事業者及び関係事業者団体等に対して広く周知を図ることにより，独占禁止法違反行為を未然に防止し，公正かつ自由な競争を維持・促進する。</p> | 平成 19 年 6 月 | <p>大規模小売業者の告示等の認知度，社内への周知状況，納入業者の取引環境の改善状況等についてアンケート調査等により把握し，周知活動が有効かつ効果的に行われたかを評価する。</p> |
| 5 | 取引企画 課 | <p>不公正な取引方法の規制 - 「海運業における特定の不公正な取引方法」（海運特殊指定）の廃止 -</p> <p>船舶運送事業者が単独に又は協定（海運同盟）等によって行う海運同盟非加盟事業者又は荷主に対する不当な行為を規制している海運特殊指定について，現在においても存置させる必要性があるか検討を行い，パブリックコメントを経た上で廃止する。</p> | <p>制定時に問題となった行為は現在においても独占禁止法上問題とすべきものか否か， 仮に問題とすべきものであっても，特殊指定で対応すべき特段の事由があるか否か（一般指定で対応できないか。）， 仮に特殊指定で対応すべき場合であっても，過剰規制となっていないか，という観点から検証を行い，パブリックコメントを経た上で廃止し，もって公正かつ自由な競争の促進を図る。</p> | 平成 19 年 6 月 | <p>海運特殊指定の廃止に当たり，関係業界における海運特殊指定の運用実態について正確に把握したか，廃止のプロセスは適切であったか，廃止により海運業界にどのような変化が生じたか（望ましい競争環境の創造につながったか。）等について評価する。</p> |

施策：競争環境の積極的な創造

| | 担当課 | 評価対象 | 位置付け・目的 | 評価実施時期 | 評価項目 |
|---|----------|--|--|-------------|---|
| | | (具体的内容) | | | |
| 6 | 調整課 | <p>規制改革分野における競争環境の整備</p> <p>- 「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」の作成・公表 -</p> <p>「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」を作成・公表し、当該内容について農業協同組合に広く周知することにより、独占禁止法違反行為を未然に防止する。</p> | <p>「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」の作成，周知により，農業協同組合の独占禁止法に対する遵守意識を向上させ，違反行為を未然に防止することを通じて，規制改革が進められつつある農業分野における公正かつ自由な競争を促進する。</p> | 平成 19 年度下半期 | 農業協同組合への説明会参加者に対するアンケート調査を行い，当該施策が独占禁止法違反行為を未然に防止し，農業分野における公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか等について評価する。 |
| 7 | 経済取引局総務課 | <p>法令遵守意識の向上</p> <p>企業コンプライアンスの向上を支援するために，その実態・問題点を把握し，企業のコンプライアンス体制整備のための施策を推進する。</p> <p>「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を開催するとともに，国の本省庁等または地方公共団体が実施する調達担当者等に対する研修会への講師の派遣及び資料等の提供並びに公団・事業団等の調達担当者に対する研修会を開催する。</p> | <p>企業コンプライアンスの実態・問題点を把握し，企業のコンプライアンス体制整備のための施策を推進し，民間企業における独占禁止法に対するコンプライアンス意識の向上を図る。</p> <p>連絡会議，研修会等の開催，講師の派遣等により，地方公共団体等における入札談合等関与行為の排除及び防止に対するコンプライアンス意識の向上を図る。</p> <p>成果重視事業(平成 18 年度～20 年度)</p> | 平成 19 年 6 月 | 平成 18 年 12 月に改正された入札談合等関与行為防止法の周知活動の状況等について，説明会の開催状況等の検証を通して，評価する。 |

施策：競争政策運営基盤の強化

| | 担当課 | 評価対象 | 位置付け・目的 | 評価実施時期 | 評価項目 |
|---|-------|---|--|-------------|---|
| | | (具体的内容) | | | |
| 8 | 経済調査室 | 競争政策の企画・立案に係る理論的・実証的基礎の強化 - 共同研究の実施，公開セミナー，シンポジウムの開催 - | 公正取引委員会職員と経済理論等に精通した経済学者等とが機能的・持続的に調査・研究において協働する仕組みを構築，発展させることにより，知識の蓄積等を図り，競争政策の企画・立案に係る理論的・実証的基礎を強化する。 | 平成 19 年 6 月 | 共同研究報告書の公表数，公開セミナー，シンポジウムの開催回数，参加人数，参加者に対するアンケート等により，以下について評価する。 共同研究 テーマは行政ニーズを的確に踏まえているか，研究成果を実務等に役立たせているか等 公開セミナー どれだけ共同研究の成果を一般に情報発信し討議できたか，研究は有益なものであったか等 シンポジウム テーマは適切なものであったか，広く国民に訴えることができたか等 |
| | | 公正取引委員会職員と外部の経済・法学者との共同研究を行い，研究成果を公表する。また，共同研究の成果等を一般に情報発信し討議するための公開セミナーを開催するとともに，時宜にかなったテーマについて国内外の学識経験者と知の共有を図り，競争法運用における経済理論の応用等の必要性，現状について広く一般に情報発信し討議するためのシンポジウムを開催する。 | | | |
| 9 | 相談指導室 | 事業活動に関する相談・指導 事業者及び事業者団体がこれから実施しようとする具体的な事業活動の内容について，独占禁止法上の相談を受け付け，必要に応じ問題点の指摘等を行う。 | 事業者及び事業者団体からの相談に適切に対応することにより，独占禁止法違反行為を未然に防止し，公正かつ自由な競争を維持・促進する。 | 平成 19 年 6 月 | 過去に相談した事業者及び事業者団体に対しアンケート調査を行うとともに，回答に要した日数，相談件数の推移等を分析し，相談対応の効率性，相談に対する回答の有効性等について評価する。 |

平成 19 年度政策評価対象施策

【基本目標】

一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達

【政策】公正かつ自由な競争の促進

施策 1 迅速かつ実効性のある法運用

1-1 独占禁止法違反行為に対する措置【実績評価,総合評価】

1-2 企業結合の審査【実績評価,総合評価】

施策 2 ルールある競争社会の推進

2-1 景品表示法違反行為に対する措置【実績評価】

2-2 下請法違反行為に対する措置【実績評価,総合評価】

2-3 中小企業を取り巻く取引の公正化【総合評価】

2-4 不公正な取引方法の規制【総合評価】

施策 3 競争環境の積極的な創造

3-1 規制改革分野における競争環境の整備【総合評価】

3-2 法令遵守意識の向上【総合評価】

施策 4 競争政策運営基盤の強化

4-1 競争政策の企画・立案に係る理論的・実証的基礎の強化【総合評価】

4-2 事業活動に関する相談・指導【総合評価】

(注) 本計画策定時において平成 19 年度に政策評価の実施を予定しているものであるが、施策等の実施状況その他状況の変化により、変更があり得る。